

東京都公文書の管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年第四百十号議案） 新旧対照表（抄）

修正案	原案
<p>東京都公文書等の管理に関する条例</p> <p>平成二十九年六月十四日 条例第三十九号</p> <p>目次（原案のとおり）</p> <p>第一章（原案のとおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明らかにするとともに、公文書等の適正な管理が、都民の「知る権利」を保障する情報公開の基盤であるとの認識の下、都民が主体的に公文書等を利用し得ることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的な事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。</p> <p>第二条から第五条まで（原案のとおり）</p> <p>第二章（原案のとおり）</p> <p>第一節（原案のとおり）</p> <p>第六条（原案のとおり）</p> <p>第二節（原案のとおり）</p> <p>第七条から第九条まで（原案のとおり）</p> <p>（移管又は廃棄）</p> <p>第十条（原案のとおり）</p> <p>2及び3（原案のとおり）</p> <p>4 実施機関は、第一項の規定により、保存期間が満了した公文書を廃棄しよう</p>	<p>東京都公文書等の管理に関する条例</p> <p>平成二十九年六月十四日 条例第三十九号</p> <p>目次（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明らかにするとともに、公文書等の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、都民が主体的に公文書等を利用し得ることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的な事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。</p> <p>第二条から第五条まで（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第七条から第九条まで（略）</p> <p>（移管又は廃棄）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（新設）</p>

とするときは、第七条第三項の基準に適合するか否かについて東京都公文書管理委員会の意見を聴くものとする。

5| (原案のとおり)

(移管等の求め)

第十一条 (原案のとおり)

2 実施機関は、公文書の分類、件名、保存期間及び保存期間が満了したときの措置が記載された文書目録を、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により実施機関から提出された文書目録を、速やかに公表しなければならない。

第十二条から第四十二条まで (原案のとおり)

4| (略)

(移管等の求め)

第十一条 (略)

2 知事は、実施機関に対し、公文書の分類、件名、保存期間及び保存期間が満了したときの措置が記載された文書目録の提出を求めることができる。

(新設)

第十二条から第四十二条まで (略)